本号で公布された法令のあらまし

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書（条約第一一号）（外務省）

この議定書は、英国による欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、英国政府との間の現行協定について必要な改正を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行協定の前文について、英国がユーラトムの加盟国であることを認識する旨の規定を削ること等を定める。（第一条関係）

2　現行協定第一条(c)について、「及び設備」を「、設備及び技術」に改めることを定める。（第二条関係）

3　現行協定第二条について、英国において適用される保障措置の変更を反映すること等について定める。（第三条関係）

4　現行協定第三条について、「及び設備」を「、設備及び技術、技術に基づく設備」に改め、同条を同条2とし、新たな同条1として、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う旨の規定を加えることを定める。（第四条関係）

5　現行協定第四条について、英国において適用される保障措置の変更を反映すること等について定める。（第五条関係）

6　現行協定第五条を同条1とし、新たな同条2として、日本国及び英国は、この協定の実施に当たり、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するよう行動する旨の規定を加えることを定める。（第六条関係）

7　現行協定第六条について、同条1中「及び設備」を「、設備及び技術、技術に基づく設備」に改めること等を定める。（第七条関係）

8　現行協定第七条について、同条1中「及び設備」を「、設備及び技術」に、「品目」を「資材、核物質、設備又は技術」に改めること等を定める。（第八条関係）

9　現行協定第七条の次に新たな第七条のAから第七条のDまでとして、両締約国政府は、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させること、この協定の規定は、誠実に実施し、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならないこと等を内容とする規定を加えることを定める。（第九条関係）

10　現行協定第一一条について、いずれかの締約国政府が保障措置協定を終了させる場合等に関する規定を加え、「核物質であって」を「資材、核物質及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、」に改め、同条を同条1とし、新たな同条2及び3として、英国がこの協定に基づいて移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、それぞれ日本国政府又は英国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利等を有する旨の規定を加えること等を定める。（第一〇条関係）

11　現行協定第一四条4について、「及び」を「、第七条のB3及び4並びに」に改めること等を定める。（第一二条関係）

12　現行協定の附属書AのA部について、外部熱遮蔽体を加えることを定める。（第一三条関係）

13　現行協定の附属書Cについて、「移転され又は再移転される品目」を「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、移転され又は再移転されるもの」に改めることを定める。（第一四条関係）

14　この議定書の効力発生等について定める。（第一五条関係）

条　約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

条約第十一号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及び国際原子力機関が二千十八年六月七日に核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定及び同協定の追加議定書に署名したことを認識し、

千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中「（以下「不拡散条約」という。）」を削り、「認識し、」を「認識して、」に改め、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、」を削る。

第二条

協定第一条1(c)中「及び設備」を「、設備及び技術」に改める。

第三条

1　協定第二条(a)中「千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定」を「千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）」に改める。

2　協定第二条(b)中「千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定」を「二千十八年六月七日に作成された追加議定書により補足された同日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定（以下「英国に関する保障措置協定」という。）」に改める。

第四条

協定第三条中「及び設備」を「、設備及び技術、技術に基づく設備」に改め、同条を同条2とし、同条に次の1を加える。

1　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。